



茨城県報

第 453 号

令和 5 年 (2023 年) 10 月 26 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 知事指定薬物の指定 (薬務課) 1
- 大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (8 件) (中小企業課) 4
- 保安林の指定の解除の予定 (2 件) (林業課) 9
- 保安林の指定の予定 (林業課) 10
- 道路の区域の変更 (3 件) (道路維持課) 10

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課) 12
- 地籍調査の成果認証 (農地整備課) 12
- 都市計画の図書の縦覧 (2 件) (都市計画課) 13
- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 14
- 入札公告 (情報システム課) 14

(警 察 本 部)

- 入札公告 19

告 示

茨城県告示第1197号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成27年茨城県条例第53号) 第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (2) 1-(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類
- (3) N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1 H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生

ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

3 指定の効力が発生する日

令和 5 年 10 月 27 日

茨城県告示第 1198 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社ジョイフル本田

代表取締役 平山 育夫

(2) 住所

土浦市富士崎一丁目 16 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田ニューポートひたちなか

ひたちなか市新光町 34 番 1 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 細谷 武俊

(変更後) 代表取締役 平山 育夫

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア 令和 5 年 6 月 21 日

イ 令和 5 年 8 月 20 日 外

(4) 変更する理由

設置者と小売業者変更のため

3 届出年月日

令和 5 年 10 月 11 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 1199 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、

同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社セキ薬品

代表取締役 関 善夫

(2) 住所

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目 2 番 22 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアセキ境店

猿島郡境町 230 番 1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ドラッグストアセキ境町店

(変更後) ドラッグストアセキ境店

イ 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 猿島郡境町字塚越 230 番 1 の一部

(変更後) 猿島郡境町 230 番 1

ウ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 関 伸治

(変更後) 代表取締役 関 善夫

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 変更の年月日

ア、イ 平成 30 年 11 月 27 日

ウ、エ 令和 2 年 6 月 15 日

(4) 変更する理由

ア、イ 店舗名称と住所表記が変更したため

ウ、エ 代表者が変更したため

3 届出年月日

令和 5 年 10 月 12 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第1200号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**(1) 名称及び代表者氏名**

株式会社セキ薬品

代表取締役 関 善夫

(2) 住所

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目2番22号

2 届出事項の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ドラッグストアセキ境店

猿島郡境町230番1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～午後10時30分

(変更後) 午前8時30分～午後11時30分

(3) 変更の年月日

ア、イ 令和5年10月13日

(4) 変更の理由

営業計画変更のため

3 届出年月日

令和5年10月12日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1201号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ大子店

久慈郡大子町大字池田577番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

令和5年6月8日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和5年5月26日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1202号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグーつくば店

つくば市研究学園七丁目54番地1、2、3

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第6条第1項)

令和5年9月19日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 柳井 隆博

(変更後) 代表取締役 久井 大樹

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(3) 届出年月日

令和5年9月6日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ／GU（ひたちなか市新光町）

ひたちなか市新光町27番1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和5年9月19日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ひたちなか新光町複合店舗

（変更後）スポーツデポ／GU（ひたちなか市新光町）

(3) 届出年月日

令和5年9月6日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1204号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデンみどりの

つくばしみどりの中央11番4 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和 5 年 9 月 19 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) みどりの駅南複合施設 新築工事

(変更後) ライフガーデンみどりの

(3) 届出年月日

令和 5 年 9 月 6 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1205号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくばしみどりの 2 丁目複合

つくばしみどりの二丁目39番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 5 年 9 月 19 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ビッグハウスみどりの店・みどりの二丁目複合店舗

(変更後) つくばしみどりの 2 丁目複合

(3) 届出年月日

令和 5 年 9 月 6 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1206号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

那珂郡東海村東海ヨークベニマル

那珂郡東海村大字舟石川字石橋向 824 番地 6 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 5 年 9 月 19 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ヨークベニマル東海舟石川店

(変更後) 那珂郡東海村東海ヨークベニマル

(3) 届出年月日

令和 5 年 9 月 6 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第 1207 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

つくば並木 S C

つくば市並木四丁目 3 番 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

令和 5 年 9 月 19 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 5 年 9 月 6 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1208号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキひたちなか店

ひたちなか市西古内二丁目27番2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和5年9月28日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 水戸市柳町一丁目13番20号

(変更後) 水戸市城南二丁目7番5号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(3) 届出年月日

令和5年9月15日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1209号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 解除を予定している保安林の所在場所

北茨城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1210号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
常陸太田市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1211号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定を予定している森林の所在場所
茨城県常陸太田市天下野町字大沢5766、5777番3から5777番6まで、字岩倉入5995
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、皆伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1212号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 牛渡馬場山土浦線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
かすみがうら市宍倉字上谷ツ5760番4地先から かすみがうら市宍倉字鹿野山6211番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 11.4 最小 7.4	990	
	新	最大 13.2 最小 11.1	990	現道拡幅

茨城県告示第1213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 藤沢荒川沖線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市大角豆字上大角豆2164番地先から つくば市大角豆字中根1293番2地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 12.8 最小 7.4	400	
	新	最大 20.7 最小 8.7	400	現道拡幅

茨城県告示第1214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年10月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 諸沢西金停車場線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字北富田1317番1地先から 久慈郡大子町大字北富田1321番1地先まで	旧	メートル 最大 12.5 最小 4.5	メートル 133	
	新	最大 8.5 最小 7.4	133	迂回路撤去

公 告

●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営伊奈北部地区土地改良事業（農業用道路）につき計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

変更後の県営伊奈北部地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年10月27日から令和5年11月27日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所土地改良部門

●地籍調査の成果認証

古河市、取手市、守谷市、筑西市、神栖市、大洗町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

調査を行った者の名称	古河市、取手市、守谷市、筑西市、神栖市、大洗町
成果の名称	地籍図及び地籍簿
	古河市上辺見及び東牛谷・関戸の一部【上辺見Ⅳ地区】 令和3年9月13日から 令和3年9月24日まで
	取手市白山一丁目の一部【白山Ⅱ地区】 令和3年7月1日から 令和4年3月31日まで

調査を行った地域及び期間	守谷市同地の一部【同地地区】 令和 2 年 10 月 5 日から 令和 2 年 11 月 6 日まで
	筑西市一本松の一部【一本松 A 1 地区】 令和 2 年 5 月 11 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
	神栖市太田の一部【押揚Ⅷ地区】 令和 3 年 6 月 10 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで
	東茨城郡大洗町磯浜町の一部【磯浜町Ⅴ地区】 令和 3 年 10 月 12 日から 令和 3 年 11 月 19 日まで
認 証 年 月 日	令和 5 年 10 月 16 日

◎都市計画の図書の縦覧

稲敷東部台都市計画地区計画の決定に伴い、稲敷市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

地区計画（犬塚地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

◎都市計画の図書の縦覧

稲敷東部台都市計画地区計画の決定に伴い、稲敷市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

地区計画（角崎地区）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
東茨城郡茨城町大字鳥羽田字住還付東382番25、同番26、同番30
- 2 事業主の住所及び氏名
東茨城郡茨城町大字鳥羽田382番地16
上野 弘 枝

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和5年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達に係る賃借機器の名称及び数量
行政情報ネットワーク用モバイル端末等（520台）一式
 - (2) 調達に係る賃借機器の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 賃借機器の搬入場所
茨城県水戸市笠原町978番6 政策企画部情報システム課内
 - (4) 契約の期間
令和6年3月1日から令和11年2月28日まで。ただし、令和6年度以降の歳入歳出予算においてこの入札に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。
- 2 担当部局
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県政策企画部情報システム課 情報基盤管理担当
電話 029-301-2543
FAX 029-301-2598
所属メールアドレス：joho5@pref.ibaraki.lg.jp
- 3 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
 - (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札

参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類 19 (リース・レンタル) に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 本公告に示した調達物品の規格 (仕様) に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 借入物品に係る迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (8) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

4 資料の提出、入札、通知等の方法

この調達には、資料の提出、入札、通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムにより難しい者は、2 の担当部局の承諾を得て紙入札方式によることができる。紙入札方式によることの承諾を得ようとする者は、2 の担当部局に紙入札 (見積) 方式参加承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書及び契約書 (案) の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和 5 年 11 月 13 日 (月) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

入札公告の日から令和 5 年 11 月 6 日 (月) 午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当部局

ウ 方法

質問は、電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札による参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに 2 の担当部局に対して電話により到達確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答の期限及び方法は次のとおりとする。

ア 期限

令和 5 年 11 月 9 日 (木) 午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。また、回答内容は入札情報サービスにも掲載する。

入札情報サービス URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、質問に対する回答について追記及び訂正が生じた場合は、入札情報サービスの発注図書ファイルに随時追加を行う。

7 入札等の手続

(1) 電子入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(4)から(8)までに係る証明書を添付し、電子調達システムにより提出するとともに、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和 5 年 11 月 13 日 (月) 午後 5 時まで

(イ) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

(ウ) 提出先

2 の担当部局

(エ) 受付通知及び結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 5 年 11 月 27 日 (月) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た価格（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（リース料含む5年総額とする。）の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年12月5日（火）午後3時まで

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和5年12月6日（水）午前10時5分

b 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 政策企画部情報システム課

ウ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

(2) 紙入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、確認申請書に3(4)から(8)までに係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和5年11月13日（月）午後5時まで（必着）

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(ウ) 提出先

2の担当部局

(エ) 結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和5年11月27日（月）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入の上、封書で2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、その表面にこの入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た価格（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（リース料含む5年総額とする。）の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 12 月 5 日 (火) 午後 3 時まで (必着)

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和 5 年 12 月 6 日 (水) 午前 10 時 5 分

b 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

ウ 入札の辞退

2 の担当部局へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

競争入札参加者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者の入札を除く。)
- (5) 電報、電話又はファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められたが、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

11 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) この調達に係る令和 6 年度当初予算が否決された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Lease of personal computers for Administration Information Network System Iset
- (2) Lease period
From March 1, 2024 through February 28, 2029
- (3) Time limit for tender
Time limit of tender (by system): 3:00 p. m., December 5, 2023
Time limit of tender (by hand): 3:00 p. m., December 5, 2023
Time limit of tender (by mail): 3:00 p. m., December 5, 2023
- (4) Submission location and contact number
Information Policy Division, Department of Planning, Ibaraki Prefectural Government
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan
TEL 029-301-2543

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

#### ●入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書に

よって改正された協定の適用を受けるものである。

令和 5 年 10 月 26 日

茨城県警察本部長 一 瀬 圭 一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 借入物品名及び数量

業務用端末66式の賃貸借 仕様書のとおり

#### (2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 賃貸借期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できる。

#### (4) 納入場所

仕様書のとおり

### 2 担当所属

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県警察本部 会計課調度係

電話 029-301-0110 内線2235

F A X 029-301-0917

所属メールアドレス : keikaikei@pref.ibaraki.lg.jp

### 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与してい

る法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(7) 本公告に示した借入物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

(8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、2の担当所属の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

#### 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

##### (1) 期間

入札公告の日から令和5年11月21日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

##### (2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部会計課調度係

#### 6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

##### ア 質問受付期間

公告の日から令和5年11月7日（火）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2の担当所属に同じ。

##### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

##### ア 日時

令和5年11月14日（火）午後5時まで

##### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

#### 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3 の(4)から(9)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提出期限

令和 5 年 11 月 21 日（火）午後 5 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

##### (2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

##### (3) 提出先

2 の担当所属に同じ。

##### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 5 年 11 月 28 日（火）午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

#### 8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

##### (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、月額の賃借料（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。

##### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 5 年 12 月 5 日（火）午後 5 時までにシステムのファイルへの記録をすること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに 2 の担当所属に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

## ア 日時

令和 5 年 12 月 6 日 (水) 10 時から

## イ 場所

茨城県警察本部庁舎 2 階入札室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

(ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。)

## 9 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 (免除された者は除く。)

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、記名を欠くとき。

(10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

## 11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

## 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札に

より参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

### 14 契約書作成の要否

要

### 15 詳細は入札説明書による。

### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Lease Agreement of 66 Terminal Units for business  
Lease period  
From March 1, 2024 through February 28, 2029
- (2) Time limit for tender:  
Time limit of tender (by hand) : 5:00p. m. , December 5, 2023  
Time limit of tender (by mail) : 5:00p. m. , December 5, 2023  
Time limit of tender (by system) : 5:00p. m. , December 5, 2023
- (3) Submission location and contact number  
Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi  
Ibaraki-ken, 310-8550, Japan  
TEL: 029-301-0110

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)